

輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者の事業継続力強化計画策定に要した経費を支援するため、輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、輪之内町補助金交付規則(平成20年6月3日規則第20号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下次号及び次条第1項において「法」という。)第2条第1項から第4項に規定する者をいう。
- (2) 事業継続力強化計画 法第50条第1項に規定する事業継続力強化計画(以下「計画」という。)をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に主たる事務所又は工場等の事業活動を行う建物を有し、同一事業を引き続き1年以上営む中小企業者で、法第50条第3項の規定による計画の認定を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 町税に滞納がある者
- (2) 事業の実施に当たり許認可等が必要な業種について、当該許認可等を受けていない者
- (3) その他町長が公序良俗の観点から適当でないと認める者

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、町内の事務所又は工場等を対象に定める事業継続力強化計画の策定に要した経費のうち、町長が必要と認める経費で、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、国、県その他機関の制度により補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合は、当該事業における経費を補助対象としないものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、限度額は5万円とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書等の提出があった場合は、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に要した経費又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号。以下「承認申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、事業の目的及び効果に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果を輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金変更交付決定通知書(様式

第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書等の提出があった場合は、当該実績報告書等の書類の審査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、輪之内町事業継続力強化認定企業支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は虚偽の申請その他不正な行為を行っているとき又は、第7条の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定による取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。